

第 3 7 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」と
いう。）」を加え、「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる
勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の
承認を得て、規則で定める。

第 9 条の 3 第 1 項中「第 9 条に規定する勤務（以下「超過勤務」とい
う。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区職員の給与に関する条例の一部改正）

2 足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）
の一部を次のように改める。

第 1 9 条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

(提案理由)

超過勤務に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。